

満たすべき要件 (維持要件：○、取消し事由：×)		当初贈与 認定時	経営贈与 承継期間	左記 経過後	贈与税猶予 → 相続税猶予	
					切替確認時 (期間内死亡)	切替確認時
受 贈 者	経営承継受贈者が代表者であること	○ —	○ 全額	— —	○ —	○ —
	特例後継者は、一般の事業承継税制を受けた者でない事	○	—	—	—	—
	特例後継者は贈与時に20歳以上、3年以上役員であること	○	—	—	—	—
	同族関係者の中で特例後継者が筆頭株主であること(複数の場合は上位2又は3名以内)かつ10%以上	○ —	○ 全額	— —	○ —	○ —
	経営承継受贈者が特例株式等の一部を譲渡又は贈与しないこと(全部を有すること)	× —	× 全額	△ 対応部分	— —	— —
	特例株式等の全部を譲渡又は贈与	× —	× 全額	× 全額	— —	— —
	黄金株を経営承継受贈者以外の者が有していないこと	○ —	○ 全額	— —	○ —	○ —
	同族関係者で50%超の議決権を有すること	○ —	○ 全額	— —	○ —	○ —
贈 与 者	贈与直前(代表者であった時)において、同族関係者の中で筆頭株主であること	○	—	—	—	—
	贈与直前(代表者であった時)において、同族関係者で50%超の議決権を有する事	○	—	—	—	—
	特例代表者が代表者にならない事	○ —	○ 全額	— —	— —	— —
	贈与者が贈与時において代表者でなく、第1種・第2種贈与をした者でないこと	○	—	—	—	—
	最初の贈与者は特例承継計画に記載された特例代表者であること	○	—	—	—	—
会 社	当該会社が中小企業者であること	○	—	—	—	—
	雇用80%維持	— —	▲(注1) 全額	— —	▲(注1) —	— —
	特例後継者の代表権の制限をしないこと	○ —	○ 全額	— —	○ —	○ —
	特例後継者の議決権の制限をしないこと	○ —	○ 全額	— —	○ —	○ —
	当該会社が上場株式等に該当しないこと	○ —	○ 全額	— —	○ —	— —
	当該会社が風俗営業会社に該当しないこと	○ —	○ 全額	— —	○ —	○ —
	資産保有型・資産運用型会社会社に該当しないこと (又は親族外5人以上等の事業実態要件)	○ —	○ 全額	○ 全額	○ —	○ —

満たすべき要件 (維持要件：○、取消し事由：×)		当初贈与 認定時	経営贈与 承継期間	左記 経過後	贈与税猶予 → 相続税猶予	
					切替確認時 (期間内死亡)	切替確認時
会 社	直前の事業年度における総収入金額がゼロを超えること	○	○	○	○	○
		—	全額	全額	—	—
会 社	常時使用する従業員の数が1人以上であること(特別関係会社が外国会社の場合は5人以上)	○	—	—	○	○
		—	—	—	—	—
関 係 会 社	特別関係会社が風俗営業会社に該当しないこと	○	○	—	○	○
		—	全額	—	—	—
	特別関係会社が上場株式等に該当しないこと	○	—	—	○	—
会 社	特別関係会社が大会社等に該当しないこと	○	—	—	—	—
組 織 再 編	資本金・資本準備金の額を減少した場合 (欠損填補を除きます)	—	×	×	—	—
		—	全額	全額	—	—
	金銭交付組織変更	—	×	△	—	—
		—	全額	対応部分	—	—
	会社分割(分割型分割に限る)をした場合	—	×	△	—	—
		—	全額	対応部分	—	—
	解散した場合	—	×	×(△)	—	—
		—	全額	全額(注3)	—	—
	非適格合併により消滅した場合	—	×	△(注4)	—	—
		—	全額	対応部分	—	—
非適格株式交換等により他の会社の完全 子会社等となった場合	—	×	△(注4)	—	—	
	—	全額	対応部分	—	—	
現金交付のある合併・株式交換 (期間内は認定承継に限る)	—	△	△	—	—	
	—	全額(注2)	全額(注2)	—	—	
そ の 他	追隨的(第2種)贈与にあつては、最初(第1種)の贈与があること	○	—	—	—	—
	経営承継受贈者が納税猶予制度の適用 をやめる旨の届出書を提出した場合	—	×	×	—	—
		—	全額	全額	—	—
年次報告や届出書の未提出	—	×	×	—	—	
	—	全額	全額	—	—	

(注1) 事実上は廃止項目だが、未達の場合に理由書が必要

(注2) 要件を満たすグループ間での組織再編の場合は、一に満たない端株等の交付を受けた金銭等に対応する部分の金額

(注3) 一定の要件に該当すれば減免

(注4) 一部交付金銭等に対応する部分の金額のみ